

ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会について

- タクシー、乗合タクシー等の「ラストワンマイル・モビリティ」に関する課題を総合的に検討するとともに、地域公共交通の確保に資する自動車交通分野のDX・GXを加速させるための方策を検討することを目的として、検討会を立上げ。

開催経緯

- 第1回 令和5年2月20日
- 第2回 令和5年3月22日
- 第3回 令和5年4月25日
- 第4回 令和5年5月22日
- 第5回 令和5年6月12日
- 第6回 令和5年6月23日

今後のスケジュール

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」に関して、
令和5年10月14日 パブリックコメント終了
令和5年10月31日 法人タク処理方針・福祉限定処理方針改正
今後順次 その他の改善策について関係省令の公布、施行予定

【①法人タクシーの営業所ごとの最低車両台数の緩和】



事業継続性等の点から問題ないと**地方運輸局長等が認めた場合**には、**最低車両台数の緩和を認めることができることとし**、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようにする。

【②営業所等の施設設置要件の緩和】



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

施設設置の際の、**使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件や休憩施設・車庫を専用の区画にする要件を緩和**することにより、交通不便地域における**機動的なサービスの提供を可能とする**とともに、法人タクシー事業に係る**施設等の有効活用を促進**する。

【③地方部にUターン等した個人タクシー事業者の経験者の活用】



人口が30万人未満の地域においても、地域公共交通会議など地域における議論も勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、**個人タクシーの営業を認める**。(1年以上の個人タクシー事業の実績のある者に限る)
 その際には、当該地域における地理や実情に通じた**法人タクシー事業者による運行管理を条件とする**。

【④乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用】

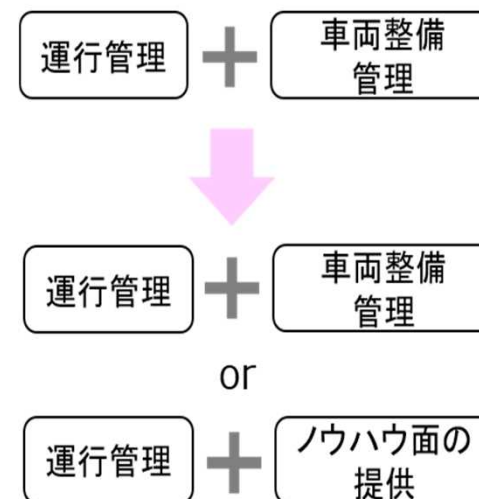


過疎地域において、予め定められた地域を運行する**乗合タクシーを展開**するに当たって、**地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができる**こととする。その際、**運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う**。

【⑤事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進】

(交通事業者による協力類型の多様化)

- 事業者協力型自家用有償旅客運送制度の活用を促進するため、現行の一般旅客自動車運送事業者による協力類型（「運行管理の体制の整備」及び「整備管理の体制の整備」）に、自家用有償旅客運送の配車サービスを加える。



【⑥自家用有償旅客運送に係る交通空白地の目安の提示】

- 「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は少なくとも交通空白地に該当する、という参考となる目安を示す。
- 上記目安に該当しない地域でも、地域公共交通会議等における協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能。

